

社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会福祉関係団体活動助成金等交付規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の活動の目的に合致し、助成を必要と認められる市内福祉活動団体に対し、本会会長が予算の範囲内で助成金を交付することを目的とする。

(交付団体及び助成額)

第2条 助成金を交付する団体等及び助成額は、本会の予算の定めるところによる。

(助成金の申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする団体等は、福祉関係団体活動助成金等交付申請書（以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 前年度事業報告書
- (2) 前年度収支決算書
- (3) 当該年度事業計画書
- (4) 当該年度収支予算書
- (5) その他提出を求められた書類

(助成金の交付)

第4条 会長は、前条に規程する申請書を受理したときは、その適否を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付を受けた団体は、当該助成金を他の経費に流用してはならない。

3 助成金の交付を受けた団体は、その事業実績報告書及び収支決算書を会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第5条 会長は、当該団体に対し、次の各号に該当すると認められたときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金に関し、付した条件に違反したとき
- (2) 事業等の施行状況が不相当と認められたとき
- (3) 収支額が予算額より減少したとき

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。